

違反者講習受講案内

違反者講習とは、軽微な違反行為をして累積点数が6点になった方(前歴なし等の要件あり)が受けることができる講習です。

この講習を受けると、免許停止処分になりませんが、講習を受講しない場合は、免許停止処分(短縮なし)になります。

受講当日は、車を運転して来ることができます。

1 講習場所

奈良県安全運転学校

奈良県橿原市葛本町163番地の1 (案内図は裏面参照)

※ 運転免許センターではありませんのでご注意ください。

2 必要な物

- ・ 違反者講習通知書
- ・ 講習手数料(現金のみ)
- ・ 運転免許証(マイナ免許証を含む)
- ・ 通知手数料(現金のみ)
- ・ 筆記用具
- ・ 眼鏡等(必要な方)
- ・ 運転に適した服装及び靴(スリッパ、厚底シューズ等不可)

※ マイナ免許証のみの方は、警察庁「マイナ免許証読み取りアプリ」又は「マイナポータル」をご用意ください。

3 受付時間

違反者講習開催日の午前8時30分から午前8時50分までの間(時間厳守)

※ 時間に遅れると、講習は受けられません。

4 講習細目

講習の種別	講習手数料等	受講時間	講習実施日	講習の内容
社会参加活動を含む講習	講習手数料 9,350円 通知手数料 1,000円 (合計 10,350円)	6時間	毎週 火曜日 (祝日を除く)	・安全運転知識等の座学 (約3時間30分) ・社会参加活動 (往復約3kmの徒歩移動が可能な方に限る) (約2時間30分)
社会参加活動含まない講習	講習手数料 12,900円 通知手数料 1,000円 (合計 13,900円)	午後4時10分頃まで	毎週 木曜日 (祝日を除く)	・安全運転知識等の座学 (約3時間30分) ・シミュレーターによる運転診断 (約2時間30分)

※ 社会参加活動とは

違反者講習受講者の希望により、講習の内容として選択することのできる活動

講習当日、座学の後、講習指導員の指導の下、街頭等において

- ・ 交差点、横断歩道等における歩行者の安全通行のための通行補助
- ・ 交通安全の呼びかけ、交通安全チラシの配布などの広報啓発

などの活動に参加するもので、運転者としての資質の向上と交通安全に寄与する奉仕活動です。

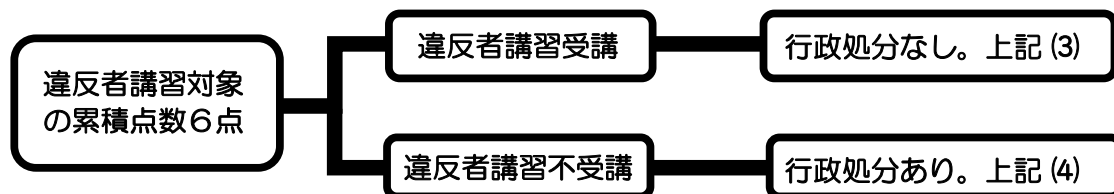
社会参加活動を含む講習を選択される場合は、街頭活動に適した動きやすい服装で受講してください。

* 夏場は、ひさしの付いた帽子や飲料水等。冬場は、防寒衣、手袋、マフラー等

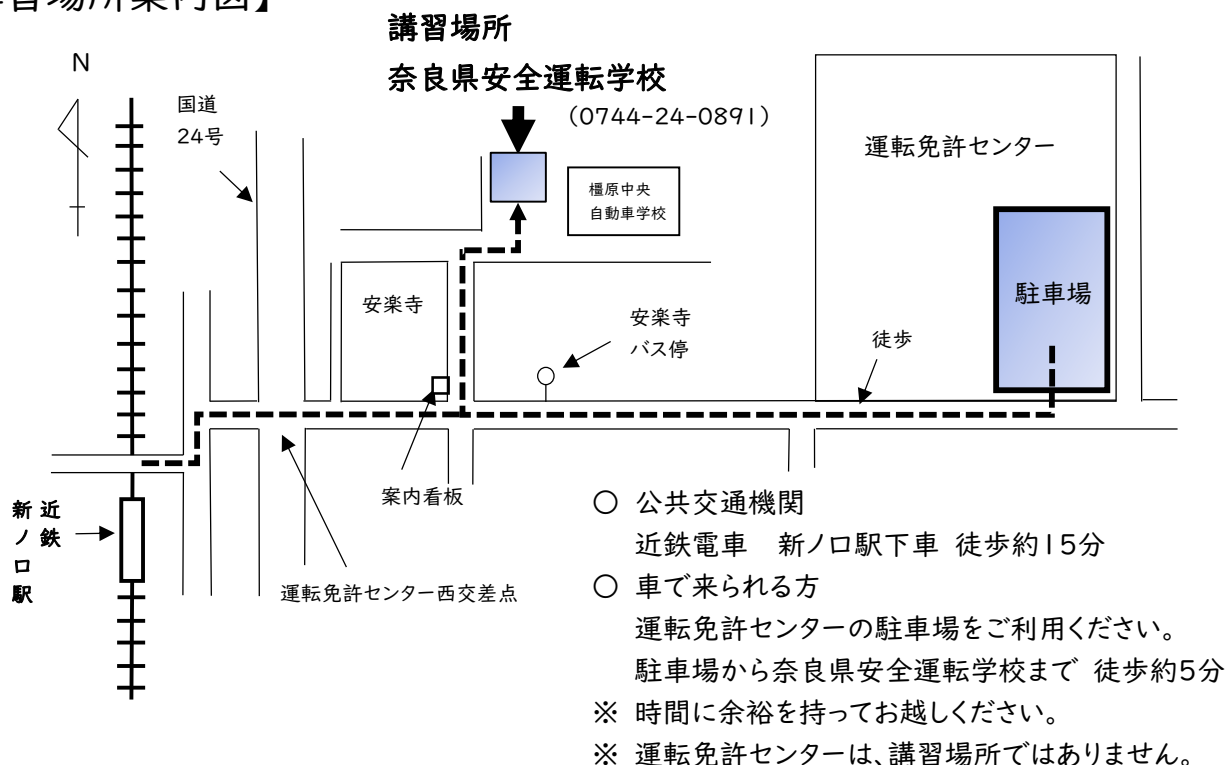
雨天時は、雨具(カッパ)等を持参してください。

5 注意事項

- (1) 受講期間は、直接又は配達証明郵便によって通知書を受領した翌日から起算して1か月以内（以下「所定の期間内」という。）です。
- (2) 法令で定める「やむを得ない理由（病気等）」により、所定の期間内に受講できないときは、下記問合せ先までご連絡ください。（やむを得ない理由を証明する書面の提出が必要）
- (3) 違反者講習を受けた場合
 - ・ 講習理由の6点による行政処分（免許停止処分）は行いません。
 - ・ 講習理由の6点は、講習後に起こした交通違反や交通事故の点数に加算しません。
- (4) 違反者講習を受けなかった場合
 - 講習理由の6点のほかに交通違反がないとき
行政処分（30日間の免許停止処分）になります。（停止処分者講習の対象外となり、停止期間の短縮はありません。）
 - 講習理由の6点のほかに交通違反や交通事故の点数があるとき
交通違反等の点数を加算し、重い処分となる場合があります（停止処分者講習が受講できます）。
- (5) この通知書を受けた後に運転免許の有効期間が切れた方は、下記問合せ先までご連絡ください。
- (6) 講習は、お子様連れでは受講できません。
- (7) 講習は、日本語で行っております。
日本語の読み書きができない方や耳の不自由な方は、通訳を伴うなどして、その旨をお申し出ください。
- (8) 講習場所は建物2階にありますので、車椅子等、階段の昇降が困難な方は事前にその旨をお申し出ください。
- (9) 講習実施日は、祝日及び年末年始を除きます。



【講習場所案内図】



～問合せ先～

奈良県警察本部交通部運転免許課 講習第三係

電話番号 0744-25-7744

午前9時から午後4時までの間（土・日曜、祝日及び年末年始を除く）